



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

こんな税金もあったのか!? 世界の珍しい税金制度

世界に目を向けてみると、なかには「こんなものにも税金がかかるのか!」という、一風変わった税金が存在します。まず、ハンガリーでは「ポテトチップス税」という税金があります。これは、塩分や糖分の高いスナック菓子やジュースに対して課される税金です。多くの国で問題となっている「肥満」への対策として導入されたようです。さらに、アメリカのウェストバージニア州では、激しく発光したり、火花が出るような銃のおもちゃに対して課される「光るおもちゃ税」が存在します。これは子供の頃から銃に触れる機会を少なくし、銃犯罪や凶悪犯罪を低下させることが目的のようです。この制度の導入後には犯罪率が下がり、同州は全米でトップクラスの治安の良さを誇っているそうです。一方、現在は廃止になったものの、かつて存在していた珍しい税金に「独身税」があります。これは少子化対策としてブルガリアで採用されていたものです。独身者の収入から 5~10%程の税金が取られるという厳しいものでしたが、結局のところ同税による効果はほとんどなかったとして今では廃止になっています。また、イギリスでは、その家の窓の数に応じて課される「窓税」、ロシアでは、ひげを生やした男性に課される「ひげ税」という税金が存在していたようです。かつての日本でも珍しい税金が存在していました。明治時代にはなんとうさぎの飼育に対して「うさぎ税」が課されていました。当時の日本は空前のうさぎブームで、それを抑える目的で導入されたものだったようです。

世界には、ほかにも変わった税金が多数存在します。海外旅行などの際にはその国にどんな税金が存在するかを調べて行くのも楽しみ? の 1 つですね。

海外の口座情報が筒抜けに

先日の新聞報道でもありましたが、2015~2016 年にも個人の海外口座の情報を多国間で交換することになりました。これは、先進国から成る経済協力開発機構 (OECD) が決定したもので、各国の金融機関は海外居住者すべての口座情報を毎年 1 回、税務当局に報告することになります。

米国では、すでに同様の制度である FATCA (ファトカ、Foreign Account Tax Compliance Act の略) が始まっており、日本でも 2014 年 7 月 1 日から適用開始となっています。これは、日本で考えると、日本の金融機関が米国人の口座情報を米国の国税庁 (IRS) に毎年報告するという内容になります。このファトカに非協力的な金融機関に対しては、米政府はペナルティーを科しています。それは、米国債券や株式の利息・配当に 30% の源泉税を科すというものです。課税が嫌なら口座情報を出せ! とやっているみたいで脅しにも聞こえます。

日本では、すでに運用が始まっていますが、あの秘密主義国であるスイスもアメリカの要請を受けてファトカを批准しています。アメリカの圧力はもの凄いです。

このファトカは、アメリカの国税当局にとっては有難い情報ですが、アメリカ以外の国にとっては、何のメリットもありません。そこで、各国も同様に情報が欲しいとのことで一致を見たのが、今回の OECD の決定です。

例えば、日本人が米国の銀行に口座を持っていた場合、その米国銀行は、口座の名義人、住所、残高、利子や配当の入金記録を日本の国税庁に毎年 1 回オンラインで提出することになります。これは、日本居住者の海外口座は国税庁に丸裸にされてしまうことを意味すると思います。個人情報保護はどこにいったのかと思ってしまうかもしれませんが、これも時代の流れでしょうか。

新ルールは OECD 加盟の 34 か国から始め、新興国にも拡大する方向のようです。